

的外



みのる法律事務所
弁護士 千田 實
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL : 0191-23-8960
FAX : 0191-23-8950

みのる法律事務所便り

第349号

令和元年5月

い な べ ん だ べ ん く
田舎弁護士の駄弁句
— 特別企画 —



『我殿に叱られる一定信の道歌・狂歌に学ぶ生き方・
楽しみ方—』

はしもとたかゆき
弁護士 橋本登行 先生 (福島県白河市)

福島県白河市で弁護士を開業している橋本登行先生より、その著作『我殿
に叱られる一定信の道歌・狂歌に学ぶ生き方・楽しみ方—』(発行者橋本登行、
発行日平成31年4月30日)を頂戴しました。

先生は、大学の先輩であり、弁護士としても大先輩であるばかりでなく、日
本史に関するご著書も多く、松平定信(1758~1829年。江戸幕府の老中。
白河藩主。寛政の改革の指導者。和歌や絵画にも長じ、著書に『花月双紙』、
『国本論』がある。一角川必携国語辞典)に関する研究では、日本の第一人者
とされていて、そのご著書を読み、生き方を知り、いつも凄いと思い、ひそ
かに我が師と決めて、慕い、見習ってきました。

先生は、これまでも多くの本を世に出してきましたが、いずれも格調の高い
ものばかりで、学術的評価も高いものばかりです。今回の『我殿に叱られる一
定信の道歌・狂歌に学ぶ生き方・楽しみ方—』も私如きが言うのは口幅ったい
なのですが、名著だと確信します。

先生のこれまでの本より砕けた内容で、我々大衆にも親しみ易い気がします。

先生の教養の広さ・深さを改めて知らされました。先生は、硬軟投げ分けられる名ピッチャーのような作家なのです。ものすごいスピードの直球だけでなく、大きな変化球も自由自在に投げられるのです。

「狂歌」を、いつも手許において使っている角川必携国語辞典で引いてみますと、「風刺・皮肉やこっけいを目的とした、俗な表現の短歌。江戸時代中期に盛んになり、おおたなんぼ大田南畝やあけらかんこう朱楽菅江らが有名。『一つとり二つとりては焼いて食うすらふ鶉ふしわらのとしなりなくなる深草の里』（藤原俊成の『夕されば野への秋風身にしみて鶉鳴くなり深草の里』のもじり）など」と説明しています。

狂歌という言葉は、そのレベルで知っていました。ですが、「道歌」という言葉は知りませんでした。角川必携国語辞典を開き、探しましたが、ありませんでした。重い広辞苑を開いてみました。ありました。「道歌」とあり、「道徳・訓誡の意を、わかりやすく詠んだどうか短歌。仏教や心学の精神を詠んだ教訓歌」と説明しています。

道歌という言葉があることさえ知らなかった我が身の浅学非才さに、改めて恥じ入りました。

そのような浅学非才の私に対し、橋本登行先生は、「新作をお送りさせていただきます。先生の名作句を最終頁のく締め繰りに掲載させていただきます」という文章を添えて、『我殿に叱られる一定信の道歌・狂歌に学ぶ生き方・楽しみ方―』をご惠贈下さったのです。

身に余るお言葉です。私淑し、少しでも先生に近付きたいと、その真似事をさせてもらっている橋本登行先生からのこのお手紙は、私の宝です。この本は、我が家の家宝です。

先生のこの一言は、昇天する程嬉しくて仕方がないのです。いの一番にこの喜びを、この事務所便りをお送りさせて戴いている私にとって最も大事な方に知ってもらいたいと思い、ワクワクしながら、これを書いています。

いつも駄弁句、つまりくだらない句を詠んでも、他人様ひとさまの目を汚すだけだと思っているだけに、日本史研究の第一人者と称される橋本登行先生からのこのお言葉には、「駄弁句でも書き残してよかった！！」と思えてきて、年甲斐もなく興奮してしまいました。舞い上がっています。

先生が人生を楽しんでおられることは、この本を読みますと、よく伝わってきます。先生は、この本の中で、沢山の道歌・狂歌を紹介しています。そのいくつか紹介します。まずは、この本のタイトルのもととなった一句です。

田楽の 串々思う 心から 焼いたがうへに 味噌をつける
な

松平定信が、くどくど説明する家老を叱った一句のようですが、多くの人の面前で大声で怒鳴るなど言うことをしないで、さらさらとこの句を書いて手渡すなどということができた定信は、スマートです。洗練されています。粋いきというのでしょうか。

のみならず、先生は、「味噌田楽にたとえて叱責しっせきしている。おそらく、その場には他の藩士もいたであろうから、直接口頭で叱責すれば、万座のなかで恥をかかせることになり、責任を感じて、場合によっては切腹しかねないことをおもんばかおもんばか慮り、婉曲にユーモアを交えて叱責したものであろう」と解説しています。なるほど、そうかもしれません。道歌を習いたいと思うようになりました。「道歌どうかをどうかしてものにしたい」という気持ちが湧いてきました。

先生が、この本で紹介しています多くの句の中から、あまりにも有名な一句を転載します。

世の中に かほどうるさき ものはなし ぶんぶといふて
夜もねられず

先生は、「これらの歌は狂歌として取りあげられているが、厳密には落首に属するものである。したがって、南畝なんぼのこの『世の中に…』の一首に関し、彼は組頭なじに呼びつけられて詠られたという」と解説しています。文武ぶんぶを奨励して、庶民にうるさがられたのは定信だったようですから、先生はこの句を特に取りあげたものと思います。

この本は、面白くて面白くて、一気に読んでしまいました。

先生は、「はしがき」で「定信の『ことわざ』同様、簡素で日常用語を用いて、真正面から教訓をした道歌と、ユーモア・機知を用いての遊びのなかに、間接的に教訓を目的としたと思われる狂歌を取り上げてみた。人生の生き方、楽しみ方の一助となればと思う。皆様も是非一首作られては……。平成31年4月（平成最後の年の記念に）」と述べています。心底より共鳴します。

今回は、先生が『我殿に叱られる一定信の道歌・狂歌に学ぶ生き方・楽しみ方一』の締め綴りとして紹介して下さった私の駄弁句三首を、前にもこの事務所便りに掲載しましたが、もう一度紹介します。先生は、以下の通り書いて下さいました。

何時までも あると思うな 親と金 ハッと気が付く 能力
も同じ

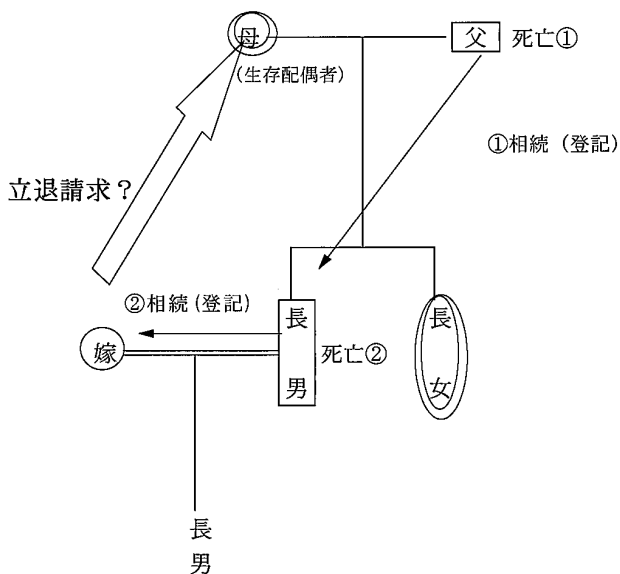
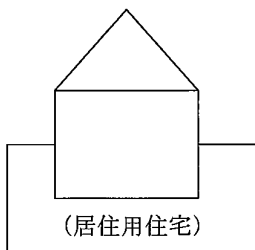
つまみ食い あんなに旨い ものなのに 食べ放題では さ
ほどでもなし

飲み薬 医師が処方し 患者が飲む その功罪を 知るは患
者ぞ

(青空浮世乃捨こと岩手県一関市在住千田實弁護士「的外」より)

あなたなら、どう裁きますか？^{さば}

嫁の姑（義母）に対する立退請求を認めますか？



前頁の図は、最近解決した事件に関するものです。嫁が姑^{しゅうとめ}（夫の母）に家から出て行くように求めた争いに関するものです。

この嫁の請求をあなたなら認めますか。それとも姑は家から出なくともよいと考えて、嫁の請求を退けますか。今回は、一緒に考えてほしいのです。

この図について説明しますと、嫁は、姑が夫と建てた自宅土地建物に同居していた息子と結婚し、その家で姑夫婦と同居するようになりました。姑夫婦が建てた家に入ったのです。

嫁には子供が生まれ、一時は姑とその夫と息子夫婦とその子の5人が姑夫婦の建てた家に住んでいました。ところが、姑の夫が死んだのです。

この自宅土地建物の所有者名義は、姑の夫となっていました。そこで、この自宅土地建物を誰の所有名義にするかという相続問題が発生しました。相続人は、妻である姑と嫁に行った娘と同居している息子です。

姑も娘も、いずれ息子にいくことになるのだからという思いで、息子の所有名義にすることにし、姑、娘、息子の三人で自宅土地建物は息子が取得するという遺産分割協議書を作り、父から息子に相続登記しました。

どういう訳か分かりませんが、割とこういうことが起こることがあるのですが、それまで元気だった息子がポックリ死んでしまったのです。

息子の相続人は、その妻である嫁と息子と嫁との間の子、姑からみると孫です。この土地建物は、嫁と孫とで嫁が取得するという遺産分割協議ができ、嫁の所有名義となったのです。

どこの家でもありがちですが、姑と嫁の関係はあまりうまくなかったのです。それでも仲をとりもつ姑の夫や息子が生きていた内は、姑と嫁の不仲はあまり表面化しなかったのですが、姑の夫が亡くなり、嫁の夫が亡くなり、孫は我関せずで、姑と嫁とは、ガチンコ状態となったのです。はじめのうちに口論もありましたが、互いに完全無視状態となりました。

同じ家にいながら、一緒に食事をしないのみならず、一切口をきかなくなりました。挨拶を交わすことはもとより、目さえ合わせない、カチカチのマイナス何十度という冷戦状態です。

そんな状態の中で、嫁は行動に出ました。姑ではなく、嫁に出ていた姑の娘、嫁からみれば夫の姉に対し、姑をこの家から連れ出し、面倒をみるという調停申立を裁判所に出したのです。

姑と娘は、みのる法律事務所に来ました。姑は、「自宅の土地建物は、夫と私が苦労して取得したものだ。私の目の黒いうちは、私が住んで管理する。嫁から出ろなどと言われる立場ではない」と強気です。娘も、「母が住むことは、当然のこととして、弟の名義としたものだ。嫁が母に出て行けなどと言う立場にはない。弟だって、嫁だって、父名義の自宅土地建物を弟名義に相続登記をしたときは、母が住むことは当然のこととしていた。嫁だって、そのことは百も承知だった筈だ。母に出て行けなどと言うのなら、約束違反だから、父から弟への相続登記は取り消したい」と意気軒昂けんこうです。

私は先ず、娘さんの代理人となって、「母親は、自宅を出るという考えはない。娘といえども出る気のない母を自宅から連れ出す力もないし、権限もない。調停には応じられない」という内容の書面を提出し、調停を不成立として終了させました。

そこで、嫁は姑を相手として、「この家から退去せよ」という請求をし、姑は「居住権があるから退去しない」という裁判に進んだのです。この裁判で、あなたなら、どういう判決を出すでしょうか。

この問題は、平成31年4月23日の一関市倫理法人会のモーニングセミナーでも、令和元年5月6日の一関文化センターで開催したピンクの本出版記念講演会でも出席者の皆様に考えてもらいました。

この事務所便り『的外』の前号(348号)で、『法律と倫理—法律より大事なものがあります』と述べましたが、それを考えるには、最適な事例だと思っ

たものですから、この問題を出したのです。モーニングセミナーや講演会に出席した方にとっては、重複しますが、多くの方は、はじめての筈です。軽い気持ちで考えてみて下さい。

この裁判の結果は、裁判官の強い勧めに従って、「嫁は姑が自宅土地建物に居住することを妨害しない」という内容で和解が成立し、一件落着となりました。

ですが、とことん争ったら、そのような判決となったかは、分かりません。この土地建物の所有権は嫁にあります。姑が、嫁の所有物である土地建物に居住できるためには、それなりの法的権利がなければならないという法律上の理屈があります。そのような権利があるかどうかが問題となるからです。

他人の土地建物に住む権利としては、分かりやすい例としては、賃料を払って、他人の土地建物を使う賃借権があります。アパートとか賃貸マンションとか借家などがそれです。

ですが、このケースでは、姑は嫁に賃料など払っていません。賃借権があるなどという主張はできません。姑が、ただでこの土地建物に住める法的根拠が必要となります。他人の土地建物をただで借りて使える権利を「使用貸借権」と言いますが、姑にその権限があるかどうかということになりそうです。

ですが、こんな議論は、どこかおかしい気がします。私達の常識的な考え方と違うような気もするのです。私達の常識とか、人間としてこうでなければならないという倫理観からみれば、法律論はともかく、夫と二人で取得した自宅土地建物から姑が出て行かなければならないとするのは、納得しがたいのです。

夫が死んだら、残された妻には、その所有名義が息子となっても、夫と住んでいた自宅土地建物に住み続けられるという「生存配偶者居住権」という新しい権利が創設されました。令和2（2020）年4月1日から施行されます。とりあえず、メデタシ、メデタシです。